

中小企業に 知財は関係ないと 思っていないですか？

身近なところに
知的財産が潜んでいます！

飲食店

- ・店舗名やテイクアウトする料理名 → **商標権**
- ・独創的な店舗の外観 → **意匠権**
- ・秘密のレシピ → **不正競争防止法、契約**

サービス業

- ・独創的なネイルの施術方法 → **特許権、不正競争防止法、契約**
- ・独創的な介護用品 → **特許権、実用新案権、意匠権**
- ・顧客リスト → **不正競争防止法、契約**

ネット販売

- ・文章や写真、イラストの流用 → **著作権**
- ・他人の店舗名、商品名の表示 → **商標権**

気になることがひとつでもあればぜひご相談ください

その社名や商品名、
使っても大丈夫？

その商標を他人が商標登録
していた場合、**商標権侵害**
となり、社名や商品名を
変更せざるを得なくなったり、
会社の信用を失って、うまく
商売できなくなることも…



商標とは？

商品やサービスに使用
する『ネーミング』や
『サービスマーク』の
ことです



社名や商品名に使う
マークやネーミングは
『**商標権**』として**権利化**して
おきましょう

これは
**会社登記とは別
です！**



自分の社名、商品名を安心して使い続けることが
できます

経営の視点に立って、中小企業の知財活動を支援します！

相談無料

秘密厳守



詳しくはこちら

INPIT 島根県知財総合支援窓口

(しまね知的財産総合支援センター)

まずは
お電話ください!!

TEL 0852-60-5145

FAX:0852-60-5148 E-mail:chizai@joho-shimane.or.jp



相談申込

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

FAX

INPIT島根県知財総合支援

知財総合支援窓口 INPIT
知財総合支援窓口 INPIT島根県



知財総合支援窓口 INPIT島根県

会社名

お名前

ご住所

お電話番号

メール
アドレス

お問い合わせ
内容

相談内容を簡潔にご記入ください

※お申込みを頂いたのち、確認のため窓口担当者からご連絡をさせていただきます。

(ご開示頂いた個人情報、当窓口における相談業務のほか、事業紹介やアンケート調査、国等の各種調査など、当窓口の活動の範囲以外で使用することはありません。)